

瀬戸内トラストニュース

17号 '98年10月

環瀬戸内海会議 編集・発行／編集委員会

牛窓産廃処分場計画ストップ

岡山県関与の産廃処分場は6月、県議会で県知事が「計画の推進困難」を表明し、白紙撤回となりました。
「産廃処分場を考えるつどい」では、立木トラストの他に多種多様な運動を展開、成功を勝ちとりました。
おめでとう！



(看板の撤去作業 7月25日)

目 次

広瀬は今 (宍原 進)	1, 2
首都圏のゴミ、瀬戸の小島に (依田彦三郎)	3
第15回リゾート・ゴルフ場問題	
全国交流集会報告 (宮本 国義)	4
瀬戸内法改正へ (阿部 悅子)	5, 6
豊島は今 (松本 宣崇)	7
第9回総会報告・事務局長挨拶	8～10

立ち木トラストの札下ろしは12月12日(土)に行い、

札下ろしの後にはパーティも開く予定。

時間等詳細未定。お問い合わせは08693-4-5937 嶩田さんまで。

環瀬戸内海会議

加茂町広瀬地区産業廃棄物処分場で

広島県 福山市に申し入れ

月27日、28日福山市で第9回総会を開催いたしました。27日には福山市加茂町広瀬地区で新たな産業廃棄物処分場に対する反対し集会を行い、現地の視察、立ち木トラストを実施しました。広瀬地区は過疎化、高齢化がすんでいいる地域です。近年も含め、そのかず十数箇所に不法投棄と思われるものも含まれ、そのかず次々に画策され産業廃棄物処分場が急速に達しています。

野焼きも再三平然と行なわれ、地元住民も目撃しています。その無法ぶり、産業廃棄物の総量は豊島を上回るのではないかと思われ、福山市も実態をまったく知らないのではないかと思われてなりません。

もとより広瀬地区は芦田川の源流であり、その水は瀬戸内海にそいでいます。環瀬戸内海会議で福山市域全体への直接的影響を危惧し、福山市に対し下記の申し入れをおこないました。

パックテスト法による 広瀬地区水質調査の現状

(ネットワーク芦田川)

調査地点	広瀬2	広瀬3	広瀬4
PH(酸性度)	8.0	8.0	7.0
NH4(アンモニア)	0	0	0
NO2(亜硝酸)	0.05	0	0.05
PO(リン酸イオン)	0	0	0.165
COD(有機物)	35	8	4
電気伝導率	1210	520	340

パックテストとは、試薬の入ったチューブの中に調査する水を入れて、色の変化の度合いにより濃度などがわかる最も簡単な水質調査の方法。

広瀬地区における産業廃棄物処分場の実態

水質、土壤調査の実施について (要請事項)

福山市は広瀬地区の産業廃棄物処分場の実態を早急に調査し、市民に公開すること。
福山市は速やかに広瀬地区の新たな産業廃棄物処分場計画許可の取り消しを表明すること。
産業廃棄物処分場内および直下流の土壤、水質の調査を実施すること。

右記の事項について文書で回答すること。

福山市との交渉の経過

いちばん北の野焼きは回収業で

福山市の管轄ではない

豊島と同じような実態

阿部代表ほか7名は7月23日福山市に対し右の事項について申入れを行いました。「いちばん北で行われている野焼きは回収業であり、管轄外です」

の言で、ありとあらゆるもののが持ち込まれ、野焼きされている実態を調査するという態度は全くありませんでした。



6月27日 広瀬の立木トラスト

札かけ完了のパンザイ



産廃処分場現場風景

現在稼働している産業廃棄物処分場の場内の水質、土壤調査を実施してほしいという申し入れについて福山市は、「何も現在問題がないのに場内の調査はできない」という回答でした。現在稼働している処分場が許可の条件で運用されているかどうかというとすら調査しようとする態度にはあきれるばかりでした。またネットワーク芦田川の水質調査に基づいて、現在稼働中の処分場の直下流の水質が悪化しているとの指摘には、定期調査をしている。少し汚れているぐらいです。」という回答だけでした。

広瀬2という調査地点であり、産業廃棄物処分場と一軒の民家があるだけでは原因は処分場にあることは明らかです。

トラストに協力を
引き続き環境を守る
為、立ち木トラストを
募集しています。今後
ともご協力をお願ひし
ます。（報告）
ネットワーク芦田川
実原 進

立木トラスト

また福山市は市民の皆さんにも市民権はあるし、業者にも有るということでした。私たちが問題にしているのは、現在の状態がどうかという事です。環境を破壊してなければよいのですが現実はそうではありません。環瀬戸内会議では文書での回答を求めると共に、引き続き広瀬の産業廃棄物分場に取り組んでいきます。

首都圏のゴミ瀬戸の小島に —広島・上黒島—

顧問 依田 彦三郎（埼玉県在住）

経団連顧問の諸井氏（秩父小野田セメント会長）は、NHKスペシャル番組「解決できるか産廃紛争」（'98.7.24放送）の中で許し難い暴言をはいています。

「産廃の中間処理施設も処分場も“迷惑施設”だから地元はそれをつくられるのをいやがる」。このことを認めながら「しかし、それでは産業活動は続けられない。」

「地元住民の同意を尊重すれば、国中どこにもできなくなる。」「それでは、国は運営できないし、それは国全体の不利益につながる」と。

諸井氏が言うように、“国のために”“産業のために”という大義名分を掲げて地元に犠牲を強いていることが日本中で、今平氣で行われています。上黒島もそうです。

諸井氏は続けて言っています。

「都市は人口密度も高く、迷惑施設によって受ける被害も大きい。それに比べて地方では被害は少ない」と。

「被害」を被害者と置き換えてみると恐ろしい事になります。

民主主義を標榜している、そんな日本で、産業界のリーダーの一人でもある人が、こんな乱暴な発言を堂々としている。一方でそれが許されている（？）。

これが上黒島処分場問題を発生させていると考えるのは飛躍なのだろうか。

諸井氏のいう乱暴な論理は産廃ばかりではありません。一廃にまで及んでいます。自治体行政も乱暴になつたものです。埼玉県のゴミが 600 Kmも離れた瀬戸内海の小島に堂々と運ばれて、埋められている（私はかくされていると言っています）。

埼玉県内に「ごみ問題さいたまの会」という市民運動グループがありますが、2年前、環瀬戸内海会議を通して、上黒島のことを訴える匿名の手紙を読ませていただき、会員一同大きなショックを受けたことを憶えています。

私は「くらしも、ものづくりも、物事のふるまいも、ますます乱暴になっていく。なぜですか？」と、講演会等の場で訴え続けています。

埼玉県は残念ながらダイオキシン問題の発信県の一つです。それだけダイオキシン汚染が進行しているということですが、その原因となる産廃が県内に大量に流入して来ています。

一方で、埼玉県の一廃の43%が県外に運ばれて処分されています。私たちは所沢周辺のダイオキシン汚染を止めるために、東京からの産廃の流入規制を県に求めています。東京都にも産廃の搬出規制を求めていきたいと話し合っています。

ゴミを運び込まれダイオキシンなどの有害物質をばらまかれている、その“痛み”は充分に実感をし、承知もしています。

その痛みが、一方で県外へ大量に運び出している一廃の搬出規制阻止の運動へのバネになるのではないか。

さて、私は、ごみを運び込む側と運び込まれる側の連帯こそが、ごみの広域化処理・処分を許さない運動を発展させていく、こんなスタンスで、これまで東京の日の出町ごみ処分場問題、豊島の産廃問題、所沢のダイオキシン問題等にかかわってきました。

“あればだしたごみ”を前にして、私は「決して乗り越えられない試練ではない」と自分に言い聞かせながら。

遅ればせながら、“上黒島へごみを搬出させない”、そんな運動を埼玉県の中ですすめていきたいと思っています。



第15回リゾート・ゴルフ場問題 全国交流集会報告

田房ダム上流のゴルフ場建設反対協議会会长 宮本 国義

東広島市で5/30（土）、5/31（日）の2日間に渡って、第15回リゾート・ゴルフ場問題全国交流集会が開かれました。

初日（5/30）は市内の国民年金健康保養センター「ひがし広島」でPM1:00より始まり、先ず全国ゴルフ場問題連絡会会长の藤原信さんより全国各地のゴルフ場反対運動の状況や現在の経済不況による各ゴルフ場の経営不振などの説明、又、ゴルフ場に散布される農薬、化学肥料などで環境ホルモンに影響が現れていると報告がありました。

次に自然の権利基金事務局の弁護士、籠橋隆明さんより裁判について、ゴルフ場開発を中止させるための方法などが講演されました。

その後、全国各地からの報告として、北海道、奈良、千葉、奄美の代表よりそれぞれの活動と経過が発表され、全国に同じ問題としてこれほど多く発生していることにあらためて驚かされました。

地元広島からは、東広島の「田房ダム上流のゴルフ場建設反対協議会」事務局長、西尾俊博さんにより住民運動の経過報告を、新市の「水と緑といのちを守る会」会長の林勤さんより、出来てしまったゴルフ場による地下水の汚染の実態とその水質調査の実演（パックテスト）が行われ反響を得ました。

又、第2部の交流会ではゴルフ場問題に限らず、自然環境を実際に損ねているダイオキシンの件、原子力発電の件、産業廃棄物処理場の件、などさまざまな環境問題の意見交換がなされ、大変充実した内容でした。

二日目（5/31）は、この全国交流集会に参加された皆様に、貯水池「田房ダム」周辺を見学していただきました。その後ゴルフ場予定地隣接の団地集会所に集まり、我々のゴルフ場反対運動についての問題点や意見を戴き、大変参考になりました。

自分達の反対運動の未熟さを感じ、もっともっと知識を得なければと感じました。さらに時間をかけてでも皆様のお話しを受けたかったのですが、遠くから東広島へ来て下さった方々の帰りの時間もあり、午後1時閉会となりました。

今回の二日間の交流会で、私たちは多くの報告とご協力を戴き大変勉強になりました。さらなる勇気としての自信と信念を確認しあえたと感じています。

それというのもこの様な大きな集会をもってさらなる力として全国に呼びかけて戴いた環瀬戸内海會議事務局長の原戸 祥次郎さんをはじめ全国からそれに応じて戴いた方々の絶大な熱意とご理解に改めて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

終わりにこの事をしっかりと踏まえ我々地元住民運動をさらにしっかりしたものにしていこうと、改めて決意するところです。



瀬戸内法改正へ

— 審議会の議論を急がず、住民の声を聞いてほしいとレポートと要望書を提出 —



環境庁ロビーにて（6月22日）

当会でも、メンバーが個人として意見提出を行ってきましたが、短時間で数回のヒアリングでは不充分であるという各地からの声を受け、当会として新たに意見提出をする事になったのです。

一ヶ月で35地点からのレポートが集まり、その内容の重さに、是非まとった形で一般の人たちにも読んでもらいたいと、冊子にしました。（「住民のみた瀬戸内海」は、送料込み1,310円でお送りします。当会までお申込下さい。）

【6月22日、各地からのレポートと要望書を手渡した。】

環境庁水質保全局、瀬戸内海環境保全室の名執室長との懇談は、1時間半に及び「環境創造」への危惧を述べ、法改正による埋立て等の規制強化をしてほしい旨、要請しました。

【9月10日、瀬戸内海環境保全審議会傍聴】

環境庁に、審議会の傍聴を希望しておりましたところ案内があり、東京在住の一部会員にも呼びかけて参加しました。この日提出された骨子案では、当初の「環境創造」の字句が後退、「失われた環境を取り戻す」との表現に変わっている点など、私たち現地の主張が一部取り入れられているかもしれません。

しかし、「住民のみた瀬戸内海」の編集をして、瀬戸内海の現在の状況は決して生易しいものではなく、（全域

1990年「瀬戸内海を毒薙にするな」の合言葉でゴルフ場建設反対の立木トラスト運動をしてきた当会は、一昨年、瀬戸内全域での環境問題に取り組もうと「瀬戸内法改正プロジェクト」を発足させました。

以来、豊島や岩国基地沖合移設問題に取り組み、廃棄物持込や埋立て、海砂利採取の禁止に向けて声を挙げてきました。

この間、環境庁は、昨年9月に「瀬戸内海環境保全審議会」に対して、「新たな環境保全、創造施策のあり方」を諮問。

今春には、大阪・山口・高松の3市で、「ヒアリング」を実施、一般からも意見を求めてきました。

98年6月23日 愛媛・四国・山陽

瀬戸内海の埋め立て禁止を

今治などの市民団体 環境庁に報告書

瀬戸内海沿岸などの六十
五の市民団体でつくる瀬戸
内海会議（阿部悦子代表
）は二十二日、瀬戸内海の環境破壊の現状を訴えるレポート「住民のみた瀬戸内海」を環境庁に提出し、埋め立てや廃棄物持ち込み、海砂採取を禁止するよう求めた。レポートは同会議に参加している各団体からの三十
五の報告をまとめた。

香川県の市民グループは小豆島の内海湾を埋め立て
る廃棄物処分場計画について
リポート。すでに環境基準を一部満たしていない
環境創造事業の導入について
審議会は九月にも、瀬戸内海で人工干潟の造成など環境創造事業の導入について答申を出す予定だが、同会議の阿部代表は「環境創造

広島県福山市の古沢昭さんは尾道市漁協からの漁獲量の聞き取り調査結果を報告。一九六八年に比べ大幅に減少していると懸念する」と懸念する。

このほか、徳島県の吉野川河口干潟の環境悪化と河口埋め立てが、ノリなどがいじめられも著しく減少していると

川河口干潟の環境悪化と河口埋め立て

のデータを示し、埋め立て

や人工干潟の造成を批判し

取り上げている。

環境庁の瀬戸内環境保全審議会は九月にも、瀬戸内海で人工干潟の造成など環境創造事業の導入について答申を出す予定だが、同会議の阿部代表は「環境創造

事業は開発の免罪符に使われる恐れがある。環境保全

提だ」と話している。

リポートは千円で希望者に販売。問い合わせは電話

0898(32)0100の同会議へ。

でのアサリなどの壊滅状況をどのように説明すればよいのでしょうか) まずは具体的な規制強化(埋立て、海砂採取、廃棄物)をこそ、最優先すべきであることは明白です。

「失われた環境を取り戻す」が「環境創造」の言葉の焼き直しになることはないのでしょうか。

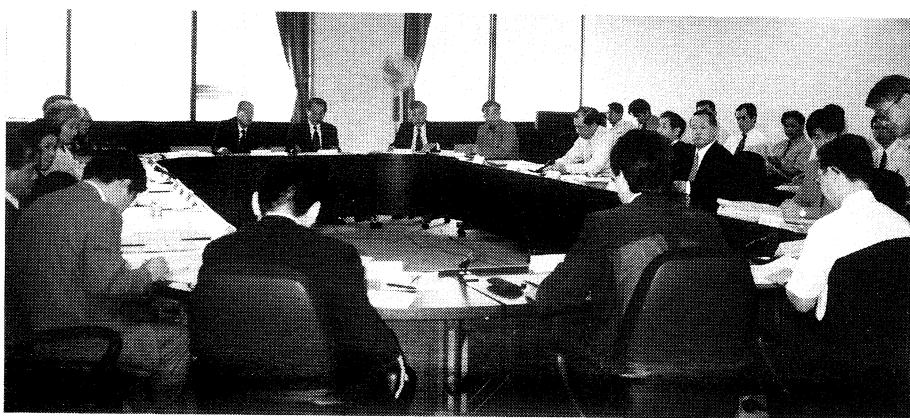
今答申案でも、「規制型の施策を充実」の言葉が出てはきますが、実効性のあるきっぱりとした「規制強化」には程遠いと言わざるを得ません。また、規制による再生を求めるのなら、瀬戸内法改正をこそするべきであり、同法に基づく「環境保全基本計画」の改訂などで済ませるべきではないでしょう。

私たちの傍聴の席で、審議会の一人の委員が「環境庁は藻場のよい面ばかり書いておるが、悪い面も書くべきである。私は幼いころ藻場に足をとられ、おぼれたことがある」と発言し、私は一瞬耳を疑いました。

私たちは、私たちの生命を育んで来た瀬戸内海の問題を、今この審議会まかせにしてはいけないと、強く思いました。年末の最終答申に向けて、なお、できる限りの声を挙げていきたいと思います。
(代表 阿部 悅子)

9月10日

審議会
風景



9月18日 (朝日)

瀬戸内海

環境保全へ規制強化

環境審議会
答申骨子案

藻場、干潟造成も

埋め立て続く 余地なお残す

『解説』瀬戸内海環境保全審議会がまとめた骨子案が強調した「失われた環境を取り戻す施策」は、一九七八年から九年三月までに瀬戸内で千五百社の藻場や百八十ヶ所に及ぶ自然海岸が消失したことを考え

れば、遅すぎた施策といえ
る。当初、環境庁は「環境を創造する新たな施策」の用語を用い、人工干潟や藻場の造成を「環境創造」と位置づけていた。しかし「これは開発事業の免罪符になりかねない」と住民団体や漁業者らが強く批判された結果が反映されたともいえ、その点は評価したい。

だが、気になる点も少ない。環境庁は瀬戸内海環境保全特別措置法の改正はせず、同法に基づく「環境保全基本計画」を改訂して答申内容を盛り込むという。法改正が本筋ではなかったのか。環境を壊しておいて再び「創造」する愚を避けるため、自然環境の保全があくまで前提になるが、骨子案は「極力保全」とやや弱い表現になつてい

るもの心配だ。
七四年の瀬戸内海環境保全審議会答申で「厳に抑制する」とされてきた埋め立ては、なし崩し的に進んできた。抑制方針の徹底ではなく、残土の発生など埋め立てを必要とする要因の抑制や、環境影響の回避策を基本にした骨子案は、「やむを得ない埋め立て」が続く余地をいまだ、残している。

(編集委員・若山茂樹)

10月10日 (朝日)

瀬戸内海施策 骨子案を公表

環境保全審議会

瀬戸内海環境保全審議会の企画部会は九日、「瀬戸内海の新たな環境保全・創造策」の答申の部会骨子案を公表し、十一月九日まで各層からの意見募集を始めた。

環境庁瀬戸内海環境保室(東京)に郵便や電子メールで届けられた意見などをもとに、審議会が検討し、十二月に答申をまとめ

予定。骨子案は「保全型施策の充実」として藻場・干潟の保全や埋め立ての抑制、砂利採取への対応などについて記述。「失われた環境を取り戻す施策」として、かつての良好な自然環境が消失した地域を対象に、自然浄化能力の向上・生物の生息・生育環境の創出▽親水性の向上▽景観の改善の事業推進などを求めて

豊島は今

ゴミ問題プロジェクトチーム 松本 宣崇

<「豊島の心を百万県民に！」キャンペーン>

7月20日、高松市の香川県県民ホールには二千人を超す市民が集まった。廃棄物対策豊島住民会議と豊島は私たちの問題ネットワークが主催した中坊公平豊島弁護団長の講演を聴くために。ほぼ満席。途中休憩をはさんで二時間半に渡る講演に咳ひとつせず、また席を立つ市民は一人と出ないほど、聞き入った。

そして住民会議はこれを機に、「豊島の心を100万県民に！」キャンペーンを開始した。暴力に屈し産廃の不法投棄に加担した香川県が心から謝罪し、住民と共に産廃を無害化することによって豊島を元のきれいな島に戻すため、県民と語り合い豊島の心を理解してもらい、県が姿勢を変えることを求めてのこと。それから連日のごとく香川県内を公民館単位に、豊島住民自ら地域に出向き事前に案内チラシを配り、二人組みで豊島問題座談会を開催するという行脚を続けている。

<処理法四案併記 技術検討委最終報告>

一方、国の公害調停に基づき県が設置した技術検討委員会は8月、中間処理方法について四方式を併記した報告書を香川県に提出した。処理法は、回転炉で溶融しガラス状のスラグにする「ロータリー・キルン」、高温で処理する「表面溶融」などの四方式。いずれも処理可能としているが、処理後の副生成物の再利用方法が、処理法決定の最大のポイント。検討委は一方式に絞れなかつた理由として、処理によって発生する副生成物の有効利用策や事業コストなど、また副生成物利用に対する香川県の対応の遅れが挙げた。

だが、処理には十年かかり、また処理プラント建設費は百億円を越え、年間運営費は数億円から十数億円が必要とみられ、引き続き検討委で協議し今年度中に処理法を決めることになり、「県が最終方式を決定するという最悪の事態は避けられた」と同時に、これは産廃処理がいかに困難で高くつくものか、そして行政の過ちと無

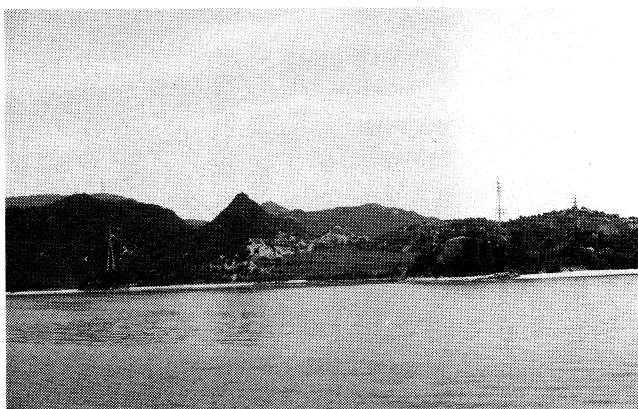
責任がもたらす結果がいかに重いものかを示している。

また報告書は、周辺海域への有害物質流出を防ぐ暫定的環境保全措置として、現場北側海岸に遮水壁を建設、汚染地下水の漏出を防ぐとしている。その工期を九か月、矢板壁工法で工費五億円と試算。香川県は今年度予算に計上しているものの、国の公害調停で最終合意ができた後に着手の予定とか。では、香川県は最終合意まで有害物質の漏出による周辺海域の汚染を放置するつもりなのか。昨年、投棄現場の海岸線が崩壊し浸出汚染水が海に流出し、急遽防止工事を行なったばかりであり、そして今も汚染地下水は確実に周辺海域に流出しているのだ。

<週末ボランティアがスタート>

「豊島は私たちの問題」とはどういうことなのか。

石井亨さんからの問い合わせに端を発し、「豊島から日本の姿」を見た「私たち」がどう動くのかという自身の問題として、豊島ネットが「週末ボランティア」をスタートさせた。各地からの見学者の現地案内そして彼らとの交流、豊島交流センターの仕事の手伝いを通じて問題を深めるとともに、夏休み期間中の見学希望に島外からも対応し、軌道に乗れば今後も見学を土・日に振り当て島外からのボランティアが案内しようという試みだ。かなり軌道に乗ってきているようだ。



フェリー船上からみた豊島産廃不法投棄現場

('98. 8. 2 松本撮影)

環瀬戸内海会議総会報告



今年の本会の総会は、去る6月27、28日に広島県福山市に於いて開かれました。

第1日目（6月27日）には、福山市広瀬地区の産廃処分場の見学を行いました。（広瀬の皆さん、ネットワーク芦田川の皆さん、お世話になりました。）

山頂の谷が、あそこでも、ここでもという具合に埋め尽くされた様子には、言語に絶するものがあり、この廃棄物問題に日々向き合わざるを得ない広瀬の人々の不安や怒りはいかばかりかと思われました。しかし、高い一所のものは必ず低い所に流れるのですから、この谷の水は瀬戸内海に注ぐことに、私たちがどれだけの想像力と危機感を持つかが問われていると思いました。

2日目（6月28日）の交流会では、内容のある、たくさんの報告がなされました。ゴルフ場による地下水汚染、海砂採取、上黒島周辺の生物、東広島ゴルフ場計画、一山と海のつながりの中で、全ての生命が、その生きる環境を失いつつある報告がなされる一方、運動がその成果を挙げることができた直島、牛窓の報告に勇気づけられ、豊島からの「住民の主権」を勝ち取るたたかいとしての香川県内行脚への意気込みが会場に伝わり、正に私たちの会の方向性が示されたと思いました。

そこで、本年度の方針として「瀬戸内海再生」を目指して、①豊島、広瀬を軸として、廃棄物問題に取り組む（ゴミ問題プロジェクト）、②瀬戸内各地との連携を広げ、瀬戸内法改正・強化に向けての取り組みを続ける（瀬戸内法改正プロジェクト）ことが、2本の柱として確認されました。また、両プロジェクトは互いに関連を持って進めて行くことが了解されました。

また、トラスト契約が次々と終了する2000年からの取り組みについては、1年をかけて具体的検討をして行くことになりました。

環瀬戸内海会議は、今年も、各地で運動を続ける仲間

に恵まれて、元気にやって行きたいと思います。会にも、個人にも、各々の運動にも、いろいろな時期があることを認め合いながら、ゆるやかに、厳しいながらも楽しく活動する一年でありたいと思います。

地球環境も、日本社会も大きな不安を抱えた今日、私たちは瀬戸内海でつながった各地域の運動に立脚しながら、根源を問い合わせ、仲間の輪を広げていく一年でありたいと思います。

今年の総会は、会創設以来、重要な役割を果たして頂いた広島の事務局体制が、岡山・今治に移転することが承認され、大きな「ふしめ」の総会となりました。8年もの間会を支え維持して下さった広島の皆様に感謝申し上げると共に、今後とも強力なサポートをお願いいたします。

新事務局体制は、ゴミ問題プロジェクトチームのチーフとして豊島に深くかかわってこられた松本さん、今治の「若きインターネット専門家」木村さんに専従となつていただくことになりました。

新しい事務局体制です。どうかよろしくご協力をお願いいたします。

（阿部 悅子）

会則改正について

環瀬戸内海会議第9回総会において当会会則が、別紙（同封）のように改正されました。

環瀬戸内海会議結成以来八年の活動を経て、個人会員制度を導入したり、会則が当会の活動や運営上ならない点、あるいは矛盾する点が生じてきました。役員会の討議を経て第九回総会に諮り、時間の制約もあり審議を未了のまま暫定的に承認されたものです。次回総会には役員会で討議を行い改正案を再度提案致します。ご意見をお寄せ下さい。

（事務局）

新事務局長挨拶

事務局長の任を引き受けることになりました松本です。ゴルフ場の乱開発を目の当たりにして環瀬戸内海会議結成に参加して、振り返ると八年の歳月が流れていました。結成当初はゴルフ場開発が各地で相次ぎ、広島事務局は立ち木トラストの事務作業で大忙だったろうと思います。最近はゴルフ場開発も鳴りをひそめておりましたが、埋め立て・海砂採取・産廃と、見えてくる問題はますます深刻です。しかし問題に目をそらさず、結成時の合言葉「瀬戸内海を毒つぼにするな」を心に刻み、仲間の皆さんと共に歩みたいと思います。最後になりましたが、八年前事務局を支えてくれた原戸君、ご苦労さまでした。

松本 宣崇

環瀬戸内海会議愛媛事務局を担当して

木村 伸樹

今度、愛媛県今治市に事務局を置くことになりました。住民の声を代弁し、様々な団体のネットワーク化を進める環境保護団体として、今日の環瀬戸内海会議の活動は、ますます重要になってきていると感じています。

瀬戸内海の再生と豊島未来の森トラストの成功をめざして、会員の皆さんのご指導をいただきながら、よりよい会にしていきたいと考えています。ご意見など、どうぞお気軽にご連絡ください。

(愛媛事務局連絡先)

〒794-0801 愛媛県今治市東鳥生町 2-1-25
TEL. 0898-25-4405 FAX. 0898-25-4470

前事務局長挨拶

阿部さん(代表)、船木さん(初代事務局長)、松本さん(現事務局長)と私が出会ったのは、「90年春、大阪で開かれたゴルフ場問題西日本集会。みんな初対面、だが帰りの新幹線の中で4人意気投合してしまった。振り返ればあれが環瀬戸の出発点だった。以来多くの素晴らしい出会いがあり、輝くような多くの仲間たちと運動を続け、ゴルフ場計画の中止という多くの結果を得る事もできた。とてもありがたく思っている。

今、環瀬戸は廃棄物問題、瀬戸内法改正問題にも取り組んでいる。これは大きな取り組みになりそう。皆様の更なるご協力をお願いします。

チョンボばかりの事務局長を優しく見守ってくれた皆様に、また、楽しく、時に厳しく、事務局と一緒に担ってくれた仲間たちに改めて感謝、感謝。

原戸 祥次郎

—トラストニュースを担当します—

前田 俊英

今回からトラストニュースを担当することになりました。「ワープロ原稿の作成位なら手伝うよ」と、阿部さんにFAXを送ったのが、なんやかやで、編集まですることになり、広い地域に離れて、それぞれの運動を担っている人たちの原稿を、どのようにして「編集」などという作業につなげていくのか。

基本的には、文章は、送っていただいた原稿をそのまま掲載する。やむを得ない時のみ、一部削除などを、趣旨の変わらない範囲で行う。代表・事務局長と連携してこれらの「作業」をすすめる。

こんなスタンスでやっていきますので、原稿依頼などの声をかけました時には、お忙しいでしょうが、よろしくお願ひいたします。

でなお、原稿は、ワープロで作成された方はフロッピーディスクで送っていただければ幸いです。(MS-DOS, PC-98, J SW, Word、機種など、表示して下さい)
ただ、確認のため打ち出した原稿も同封またはFAXで送ってください。TEL&FAX 086-254-0604です。

〒700-0001 岡山市北区 423-19 前田俊英 宛て



福山市広瀬での立木トラストにて

1998年度環瀬戸内海会議役員名簿

代表 阿部 悅子(愛媛)

副代表 青木 敏介(兵庫)

工藤 政幸(徳島)

倉橋 澄子(東京)

実原 進(広島)

花木 和義(大分)

原戸 祥次郎(広島)

三木 雅博(香川)

幹事 鮎貝 真道(山口)

石井 亨(香川)

石川 美智(島根)

上元 勝太郎(広島)

河村 保郎(山口)

台 典子(福岡)

高井 公生(大分)

田中 布由子(愛媛)

那須 澄雄(香川)

中村 ミヤ子(愛媛)

西村 敏(島根)

服部 豊(兵庫)

藤井 郁子(山口)

山本 安民(岡山)

監事 福崎 裕夫(広島)

前田 俊英(岡山)

事務局長 松本 宣崇(岡山)

事務局 愛媛事務局 木村 伸樹

神戸事務局 畑 英理

東京事務局 倉橋 澄子

顧問 林 勤(広島)

福岡 正信(愛媛)

藤岡 義隆(広島)

船木 高司(熊本)

本間 都(大阪)

南 修治(岐阜)

山田 国広(大阪)

湯浅 一郎(広島)

依田 彦三郎(埼玉)

(山口の河村 保郎 幹事は、去る10月1日、逝去されました。慎んでお悔やみ申し上げます。)

1997年度決算書(1997, 4, 1~1998, 3, 31)

収入

費目	収入額	備考
前期繰越金	2,152,941	578,213(普通)、872,330(振り込み) 500,000(定額)、202,398(現金)
会費	402,000	団体¥5,000×10口 個人¥2,000×176口
カンパ	136,585	
立木バンク	120,500	¥1,500×80,1/3本
「林の森」トラスト	801,500	¥1,500×534,1/3口
「林の森」カンパ	4,000	カンパ¥2,000×2人
岩国はがき	24,400	岩国はがき入金
岩国集会賛同金	30,000	岩国市職員組合より
受け取り利息	197,969	定期解約利息、元加利息
合計	3,869,895	

支出

費目	支出額	備考
立木ボランティア	18,182	
立木バンク	140,000	福山トラスト 200本送金
「林の森」トラスト	1,230,000	豊島トラスト 1,230口送金
「林の森」カンパ	4,000	豊島送金
岩国はがき	23,900	葉書代 愛媛へ送金
事務所費	360,000	森水事務所30,000×12ヶ月
事務用消耗品費	16,025	クリアファイル、原簿カード
通信費	115,366	切手代100,450 豊島トラストNo発送他 電話FAX11,904、弔電3,012
印刷費	26,360	印刷4,810、コピー21,550、
トラストニュース	412,166	トラストニュース印刷代 258,580 トラストニュース発送費 153,586
豊島7-スティ賛同金	10,000	
総会費用	50,000	高松 講師謝礼
岩国集会費用	55,000	講師謝礼30,000、嵐の座20,000 パネラー5,000
交通費	134,745	岩国集会会議費(2名)副代表者会(5名) 事務打ち合わせ会議(10名)
プロジェクト	30,000	ゴミプロジェクト 瀬戸内法プロジェクト
事務局費		神戸事務局
見舞金	5,000	
支払い手数料	2,860	振り込み料 立木トラスト予備費
次期繰り越し金	1,241,291	521,312(普通)、8,990(振り込み) 700,000(定期)、10,989(現金)
合計	3,869,895	

会計監査報告

1997年度 環瀬戸内海会議の会計を監査致しました所、すべての帳簿、証拠書類等明確に処理されており適正であることを認めます。1998年6月

監事 福崎 裕夫 印

前田 俊英 印

11, 22 豊島へ行こう!

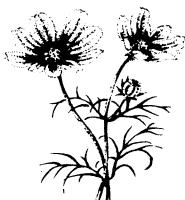
秋の豊島集会に 絵本作家 田島征三さん来島!

スケジュール

正午 豊島家浦港に集合。豊島・未来の森 植樹
午後2時 秋の豊島集会
 豊島は私たちの問題ネットワーク
 豊島活性化プラン推進協議会との共催
 1. 三団体あいさつ
 2. 豊島の現況報告
 3. 田島 征三さんのお話
 「日の出と豊島をむすぶもの」(仮題)
 夢企画・かたくり演奏
 集会開会前からと、終了直前10分程度
同時開催 田島征三 絵本原画展
「森はたのしいことだらけ」そして絵本の展示と即売
(午後4時前終了予定)

往路アクセス

岡山経由 岡山駅 J R 宇野線 9:40 発
宇野港 小豆島フェリー 11:10 発 家浦 11:50 着
(家浦到着までに昼食を済ませて下さい)
高松経由 環瀬戸内海会議チャーター船 (予定)
 高松桟橋 10:00 発 家浦 10:40 ごろ着
 豊島ネットチャーター船 (フェリー)
 高松桟橋 9:00 発 家浦 9:40 ごろ着
問い合わせ先
<環瀬戸内海会議> 岡山経由 松本まで (夜)
tel/fax 086-232-4561 tel 086-243-2927
 高松経由 阿部まで
tel 0898-32-0100 fax 0898-23-9162
<豊島ネット> 豊島ネット事務局まで
tel 087-823-6968 fax 087-821-8010



訂正とおわび

トラストニュース16号表紙部分に、誤記と不適切な写真の掲載がありました。ここに訂正し市島の皆さんはじめ関係者にお詫び致します。

誤記 写真解説の部分

1991→1990 中止→凍結

市島の自然と水を考える会→市島の自然と水を守る会
(1998, 5) → (1998, 4)

写真 写真前方の山は、トラスト現地へ向かう途中の山で、トラストを実施した山そのものでないことをご了承下さい。

瀬戸内海再生へ向けて!

「検証・瀬戸内法」シンポジウム

—環境庁はなぜ神戸空港を容認するのか?—

日時: 1998年10月31日 (土) 14:00~17:00

場所: 神戸学生青年センター (Tel 078-851-2760)

主催: 神戸空港を考える会・環瀬戸内海会議

連絡先: 阿部 (TEL 0898-32-0100) まで

新入会員募集と98年度会費納入のお願い

環瀬戸内海会議では、個人・団体会員を募集しています。立ち木オーナーの皆さんぜひ会員になって下さい。瀬戸内海の豊かな自然を未来に引き継ぐために。

会員の皆さん、98年度会費を同封振替用紙にて納入下さいようお願いします。

個人会費 年2000円 団体会費 年5000円

瀬戸内トラストニュース 第17号 1998年10月14日発行

環瀬戸内海会議代表 阿部 悅子

〒794-0026 今治市別宮町 9-7-4 TEL 0898-32-0100 FAX 0898-23-9162

郵便振替口座 01600-5-44750 加入者 環瀬戸内海会議